

館山市教育委員会の後援（共催）の申請に関わる手引き

担当課名：館山市教育委員会教育総務課

電 話：0470(22)3685

- 1 申請が認められる団体は
官公庁、社会・学校教育団体及び公共・福祉団体です。
- 2 後援（共催）が認められるのは
その事業が、公益上必要で教育施策の推進上有益と認められる場合です。
次に該当する場合は後援（共催）を認めません。
 - (1) 営利的団体・宗教的団体・政治的団体
 - (2) 公の秩序・風俗をみだすおそれのある場合
 - (3) その他教育委員会が不適當と認めた場合
- 3 教育委員会が後援（共催）できる範囲は
 - (1) 共催は、事業の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担すること。
 - (2) 後援は、事業の趣旨に賛同し、その開催に名目的に参加すること。
財政的又は行事中の事故については申請者の責任となります。
- 4 申請の手続きは
申請用紙に必要事項を記入し、添付書類を添えて、事業実施日1ヶ月前までに提出して下さい。
- 5 申請・問い合わせ窓口
 - 生涯学習関係 生涯学習課（Tel0470-23-3111 館山市コミュニティセンター1階）
 - スポーツ関係 スポーツ課（Tel0470-22-3696 館山市役所3階）
 - 学校教育関係 学校教育課（Tel0470-22-3694 " ）
 - その他 教育総務課（Tel0470-22-3685 " ）